

3月度の知的財産セミナー

岐阜大学 知的財産セミナーのお知らせ (初心者向け/無料)

- ◇日時 平成30年3月16日(金)
- ◇場所 岐阜大学研究推進・社会連携機構内
1階ミーティングルーム
- ◇時間 午後5時00分～午後6時00分 (受講料無料)
- ◇講師 岐阜大学非常勤講師
特許業務法人 広江アソシエイツ特許事務所
弁理士 服部素明
- ◇申込先 岐阜大学産官学連携推進本部 知的財産部門
TEL 058-293-3183 FAX 058-293-3346 E-mail chizai@gifu-u.ac.jp

内容

いわゆる「(擦ることで)消せるボールペン」の発明に関する特許無効審決に対する審決取消訴訟事件について紹介します。問題の発明(筆記具)は「摩擦体が筆記具の後部又はキャップの頂部に装着されている」ことを特徴点とするところ、特許庁は進歩性欠如を理由に特許を無効としたのに対し、知財高裁は進歩性を肯定して無効審決を取り消しました(現時点で特許は存続)。

この事例を通じて、進歩性否定資料となる引用文献の評価手法と、二つ以上の引用文献の組合せの可否判断に関する知財高裁の最近の傾向を探ります。